

【フラット35】地域連携型



子育て世帯に憧れのマイホームを。

マイホーム取得で地方移住の夢を現実に。

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体の財政的支援とセットで、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%

【フラット35】Sとの併用で、当初5年間、年**0.5%**引下げ！

【フラット35】Sとは、省エネ性や耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。交付を受けるための条件については、各地方公共団体へお問合せください。

※【フラット35】地域連携型、【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。
 受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。
 また、地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。
 ※このほか、【フラット35】地域連携型のご利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
 各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧くださいか、お客さまコールセンターまでお問合せください。

⚠️ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体については、裏面をご覧ください。

🔍 【フラット35】サイト
 【フラット35】地域連携型を
 利用できる地方公共団体や利用要件などを
 確認できます！

フラット35 地域連携



お電話でのお問合せ
 (お客さまコールセンター) **0120-0860-35**

ハロー フラット35

通話
 無料

お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く。)。営業時間 9:00~17:00

利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
 ☎ 048-615-0420(通話料金がかかります。)

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体一覧

(2021年10月1日現在)

凡例 新築・中古：◎、新築：○、中古：●

地方公共団体	地方公共団体の補助事業等名	対象の住宅	お問い合わせ先
倉敷市	倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金	◎	環境リサイクル局 下水道部 浸水対策室 086-426-3593
	倉敷市止水板設置工事等補助金	◎	
津山市	津山市三世帯世帯居住促進補助金	○	農林部森林課 0868-32-2078
	津山市木づかい定住促進対策補助金	◎	
	津山市空き家活用定住促進事業	●	産業文化部 仕事・移住支援室 0868-24-3633
笠岡市	笠岡市住宅新築助成金	○	定住促進センター 0865-69-2377
	笠岡市住宅リフォーム助成金	●	建設部都市計画課 0865-69-2138
井原市	いばらぐらし住宅新築等補助金	○	総合政策部 企画振興課 地域創生係 0866-62-9521
	井原市四季が丘団地助成金	○	
	いばらぐらし中古住宅活用補助金	●	
総社市	総社市定住促進事業	◎	総合政策部 魅力発信室 0866-92-8308
	総社市空き家リフォーム助成金	●	
高梁市	高梁市若者定住促進住宅助成金 (住宅取得助成事業)	◎	市民生活部 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282
	高梁市若者定住促進住宅助成金 (住宅リフォーム助成事業)	●	
備前市	備前市若年者新築住宅補助金	○	産業部都市住宅課 移住定住推進係 0869-64-2225
	備前市空き家活用促進事業補助金	●	
	備前市結婚新生活支援事業補助金	◎	
瀬戸内市	瀬戸内市定住促進補助金	○	総合政策部企画振興課 0869-22-1031
赤磐市	赤磐市定住促進奨励金	○	建設事業部建設課 都市管理班 086-955-1485
	赤磐市空き家改修費補助金	●	総合政策部政策推進課 地域創生班 086-955-1220
和気町	和気町若者及び子育て世帯の定住化 促進に係る固定資産税の課税免除	◎	税務課 0869-93-1124
	和気町空き家改修補助金	●	まち経営課 0869-92-4589
久米南町	久米南町空き家活用促進事業補助金	●	産業振興課 086-728-2134
	久米南町若者住宅補助金	○	

※各地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。